

第2回市街地における自動二輪車等の駐車スペース確保に係る関係省庁連絡会議 説明資料

都市局 街路交通施設課
令和7年12月

1. WGにおけるヒアリング結果等の共有

市街地における自動二輪車等の駐車スペース確保に係る関係省庁連絡会議 WG

※ ワーキンググループは、議長（国土交通省都市局街路交通施設課長）が必要があると認めるときに設置。
結果を適宜、連絡会議に報告。

構成員 議長の指名する者

開催状況

第1回 令和7年6月4日 自動二輪車関係団体ヒアリング
第2回 令和7年10月9日 駐車場事業関係団体ヒアリング
第3回 令和7年11月12日 地方公共団体ヒアリング

第1～3回WGにおいて得られた知見等

- 駐車スペースに対する需要への認識及び需要の偏在への認識に関して、各業界団体と地方公共団体の間で認識の相違が生じている。
(各業界団体としては、特に東京都などの大都市において自動二輪車駐車場が不足していると認識しているものの、地方公共団体ではそのような認識をしていないケースが存在する。)
- 地方公共団体が自ら自動二輪用駐車スペースを整備するだけでなく、民間整備を含め様々な方法で駐車スペースを確保している。
- 各業界団体においては、国や地方公共団体に対して、自動二輪車駐車場政策についての要望等の働きかけを実施している場合があるが、地方公共団体によっては、こうした要望を受けていないケースが存在。

駐車スペースに対する需要への認識

(自動二輪車関係団体)

- ・自動二輪用駐車スペースは不足しており、自転車等駐車場における原付二種（125ccクラス）の受け入れ拡大により、自動二輪の受入れ駐車場比率を増やすことや、歩行者の邪魔にならず駐車可能なスペースにおいて、駐車場を確保することが必要。

(駐車事業関係団体)

- ・正確にデータや状況を把握できていないが、自動二輪用駐車スペースを設置するコインパーキングは実感として少なく、自動二輪用駐車スペースを設置する費用対効果が低いということが一つの理由としてあると思う。

(地方公共団体)

- ・自動二輪車駐車場が不足しているという認識はなく、現時点では、早急に附置義務を課すこと等は検討していない。
(民間開発における自動二輪車駐車場の整備状況については、地方公共団体によって把握度合いに差がある。)

需要の偏在への認識

(自動二輪車関係団体)

- ・要望件数は、上位10都府県（東京、神奈川、大阪、千葉、埼玉、愛知、兵庫、福岡、京都、広島）が90%。東京都において、二輪車は四輪車の1/7以下しか駐車場が整備されていないというデータもある。

(地方公共団体)

- ・主要駅周辺では駐車違反自動二輪車等が存在する場合があると認識しているが、現状は、自動二輪車よりも放置自転車の対策の緊急性が高く、新規の自動二輪車駐車場整備よりも自転車等駐車場の確保を優先している。

現場での工夫などの取組

(自動二輪車関係団体)

- ・国や東京都の会議への出席、東京都23区を対象に駐車場担当者と会談を行い、二輪車駐車場政策についての要望・自治体の取り組み状況についてヒアリング調査を実施。

(駐車事業関係団体)

- ・自動二輪関係団体からの要望について、会員企業等への情報発信はあまりできていない状況。自動二輪用駐車スペースが不足しているというマインドが醸成されていけばそのような活動もしていかるのではないか。

(地方公共団体)

- ・自治体所有地を貸して駐車場にしているケースや、原動機付自転車等の駐車スペースを自動二輪車用に活用するという取組、附置義務によらずとも民間開発に合わせて駐車スペースの確保を図ろうとする例が存在。

その他課題認識

(自動二輪車関係団体)

- ・乗り物は、ドアtoドアで利用する事が一番効率が良く、目的地の近傍に駐車スペースがあることが理想。

(駐車事業関係団体)

- ・乗用車1台分のスペースにバイクは2～3台程度駐車できるが、料金が乗用車の1/3～1/4程度であるためバイク用の駐車場は利益が出にくいという認識。

(地方公共団体)

- ・業界団体や住民等からの要望についてはほぼ無い状況であるところ、一概には言えないが、業界団体等から一定数の要望があれば現地で駐車場の不足状況を確認した上で、必要に応じて対応を検討することになると考えている。

地方公共団体調査について

- 地方公共団体における二輪駐車場課題への対応状況等を把握することを目的としてアンケート調査を実施。（令和7年5月）
- 調査対象：政令市、特別区、県庁所在都市、その他都市（自動二輪駐車課題について問題意識があれば任意で回答）

地方公共団体調査結果概要

- 回答自治体全体では7割強が自動二輪車の需要を把握しておらず、また、自動二輪車駐車場の需給の状況について、回答自治体全体で約77%が不明と回答しており、多くの自治体において自動二輪車駐車場の需給の把握がなされていない状況となっている。
- 自動二輪車等の駐車場について、駐車場法に基づかない条例や開発時の指導で附置を促している都市も複数存在し、駐車場法に基づかない条例等を導入している自治体の半数が、自転車等の附置義務と併せて対応を行っている。
- 自動二輪車関係団体の取組について、一定の認知はされているが、自治体HPでの紹介や自治体駐車場の掲載などの活用まで至っているとの回答は限定的となっている。また、関係団体との交流について、意見交換や二輪車を活用した観光推進など、一定の取組が行われている。

- 自動二輪車等駐車場の需給について、政令市や特別区・県庁所在都市の4割強は公営駐車場の管理等により一部を把握しているとの回答が多いほか、要望等により把握している場合もあった。
- 一方、回答自治体全体では、7割強が自動二輪車の需要を把握しておらず、把握していない理由のうち6割は「要望がない、必要が無い」、1割が「利用が少ない」、5%が「駐車場の保有をしていない」ためであった。

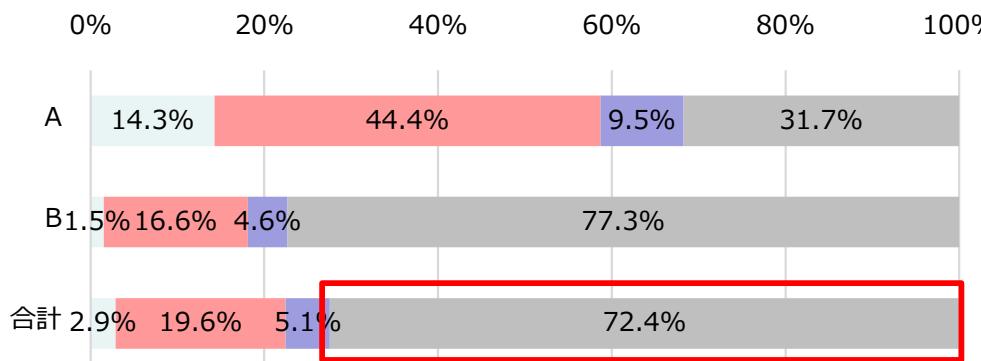
自動二輪車の需要の把握について

- ・ 政令市・特別区・県庁所在都市では7割が何らかの形で把握しており、多くは公営駐車場の管理等により一部把握している場合となっている。一方、定量的な調査をしている都市は14%となっている。
- ・ 回答自治体全体では、7割が自動二輪車の需要を把握していない状況となっている。

把握方法について

- ・ 把握していると回答した都市の把握方法を見いくと、調査により定量的に把握している都市では、7割近くが現地調査を実施。
- ・ 公営駐車場の管理等に把握している場合は、情報提供・報告等により把握している。
- ・ また、ヒアリング等による把握については、要望等が4割と多い結果になっている。

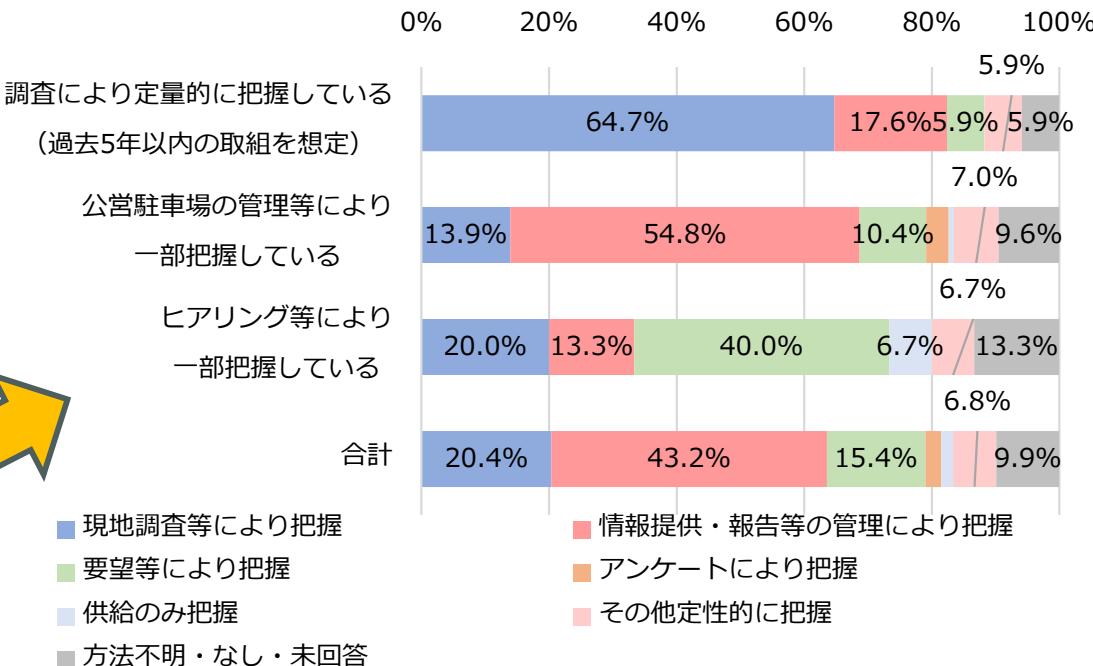
(n=162)



- 調査により定量的に把握している (過去5年以内の取組を想定)
- 公営駐車場の管理等により一部把握している
- ヒアリング等により一部把握している
- 把握していない

A : 政令市・特別区・県庁所在都市 (n=74)

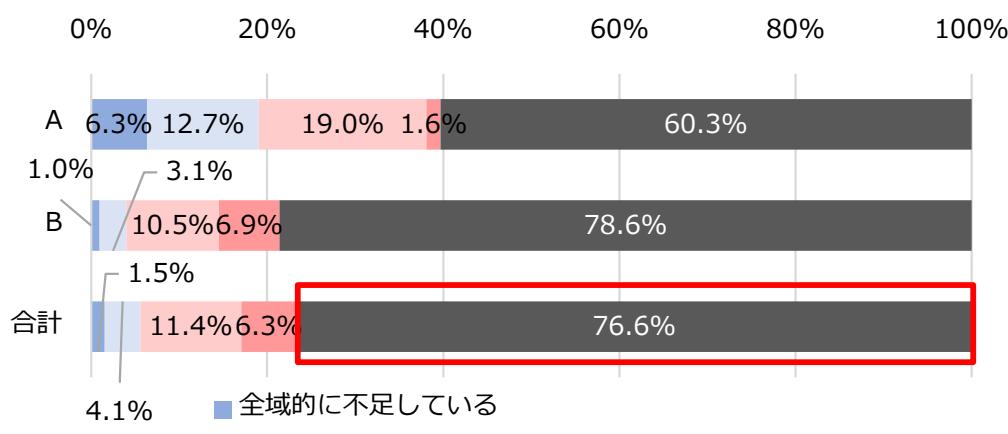
B : その他都市 (n=525)



- 自動二輪車駐車場の需給の状況について、回答自治体全体で約77%が不明と回答しており、多くの自治体において自動二輪車駐車場の需給の把握がなされていない状況となっている。
- 政令市・特別区・県庁所在都市では自動二輪車駐車場が不足しているとの割合が高くなっている、コロナ禍後の需要も増加しているとの都市が多い。

需給の状況等

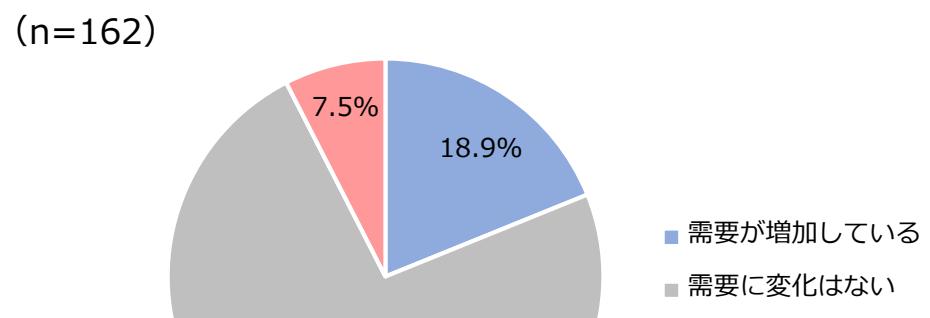
- 政令市・特別区・県庁所在都市においては、不足しているとの割合が大きくなっている。
- **回答自治体全体では、約77%が自動二輪車の需給の状況を把握していない状況となっている。**



A : 政令市・特別区・県庁所在都市 (n=74)
 B : その他都市 (n=525)

コロナ禍後の需要の増減

- 需給を何らか把握しているとの回答があった都市のうち、2割はコロナ禍後需要が増加している一方、7.5%は需要が減少していると回答している。
- **政令市・特別区・県庁所在都市**でみると、**増加している**という都市が多く（台東区、前橋市や相模原市、金沢市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市など）減少している都市は、横浜市と新宿区のみであった。



■ 需要が増加している
 ■ 需要に変化はない
 ■ 需要は減少している

- 自動二輪車等の駐車場について、地方公共団体により整備している例が多い一方、駐車場法に基づかない条例や開発時の指導で附置を促している都市も複数見られた。

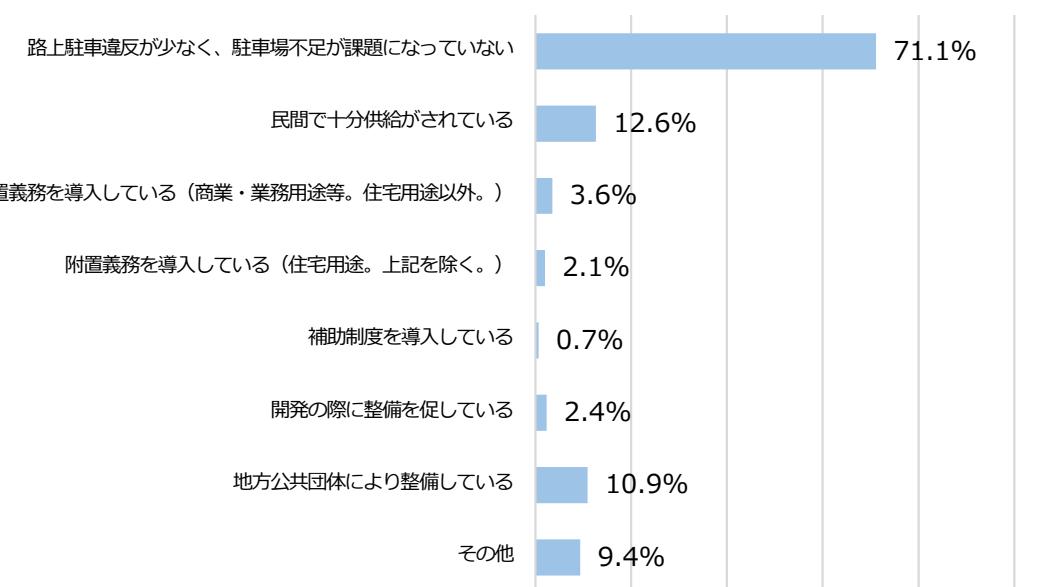
供給の状況等

- 供給に課題を認識している都市では、地方公共団体による整備、開発の際の整備促進、に次いで附置義務の導入との回答が見られた。
- また、商業施設等に対して条例により附置を義務づけている都市が、駐車場法に基づく条例より多い21都市となっている。

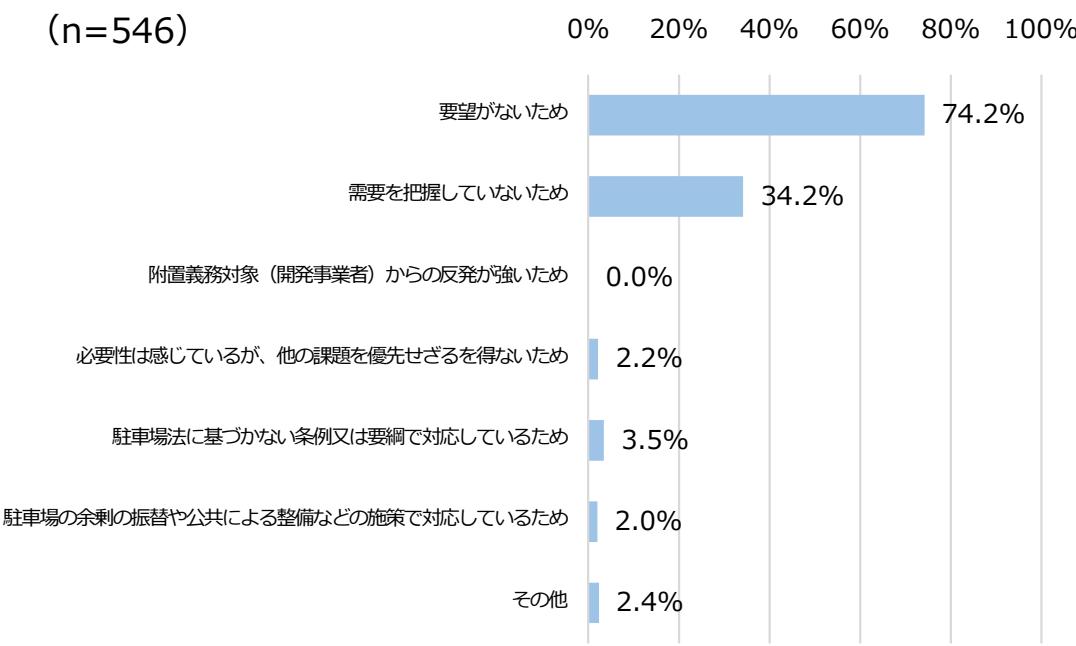
附置義務を導入していない理由

- 附置義務を導入していない理由として、要望がないことや需要が把握できていないことが多い一方、自由回答では附置義務では**小規模の駐車場が分散すること**になり、効率的ではないことから、公共による整備や地域ルールでの誘導を考えているとの回答があった。

(n=581)



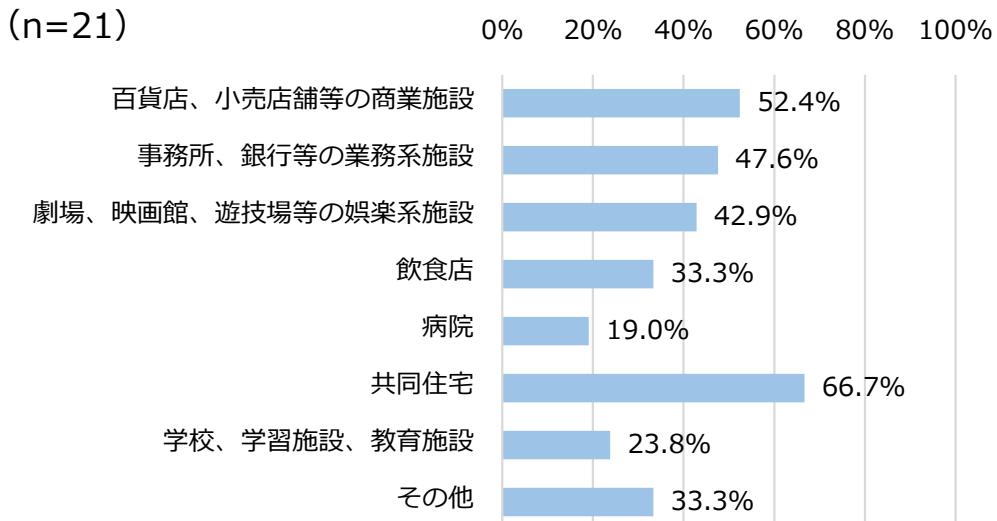
(n=546)



- 駐車場法に基づかない条例等により附置を求めている建築物の用途としては、共同住宅が最も多くなっている。
- 駐車場法に基づかない条例等を導入している自治体の半数が、自転車等の附置義務と併せて対応を行っている。

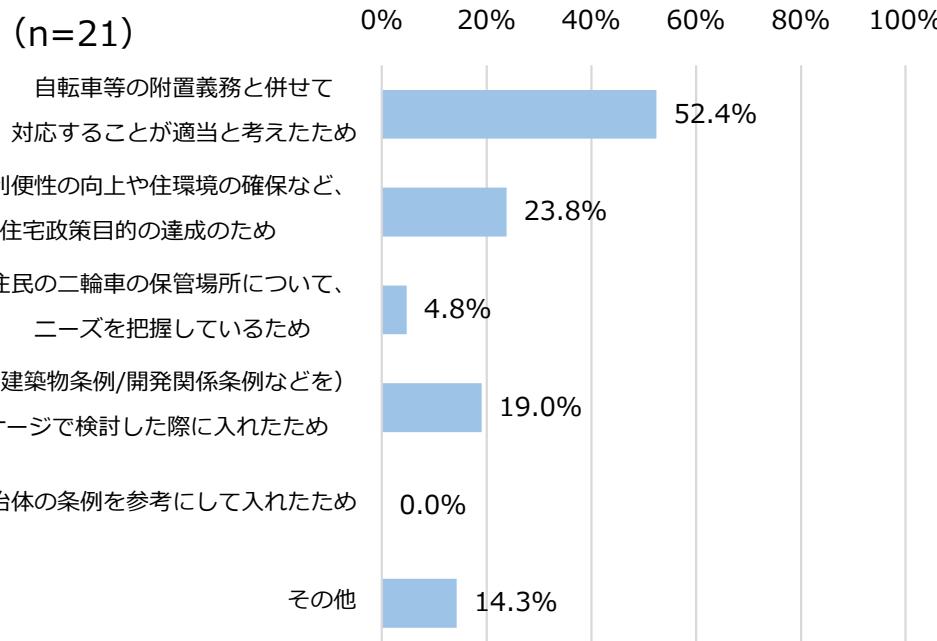
供給の状況等

- 駐車場法に基づかない条例等により附置を求めている建築物の用途としては、共同住宅が最も多くなっているほか、商業や業務系、娯楽系施設だけではなく、学校・教育施設や病院等を対象にしている例もある。（用途を問わない場合もある）
- また、基準についても事業者による任意や、協議により決めていける例も見られた。



駐車場法に基づかない条例を導入している理由

- 附置義務を導入した理由として、**自転車等の附置義務と併せて対応**したとする回答や、住宅政策目的、条例のパッケージとして検討した際に導入したとする回答が多かった。

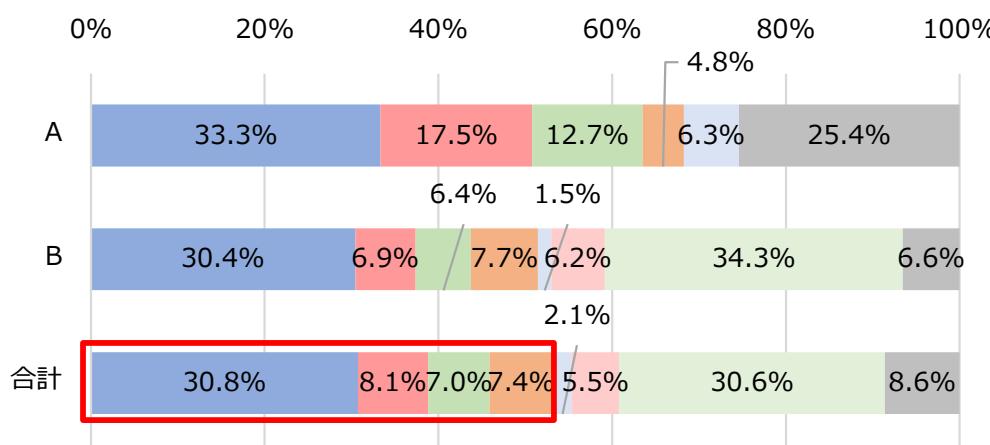


- 自転車等駐車場を整備している都市の約半数が自動二輪車等の受入れを行っている。
- 課題があるとする都市では、自転車の需要が大きいことや、採算、設備等の課題があるとしている一方、「課題はない」との回答も一定数みられる。

自転車等駐車場における受入状況

- 3割の都市では、全ての自動二輪車を受け入れている。
 - また、政令市等においては、5割超が125ccまで受け入れているほか、新基準原付まで対応している都市が6割超となっている。
- ※ 都市内で受け入れている施設があれば「あり」として集計

(n=581)

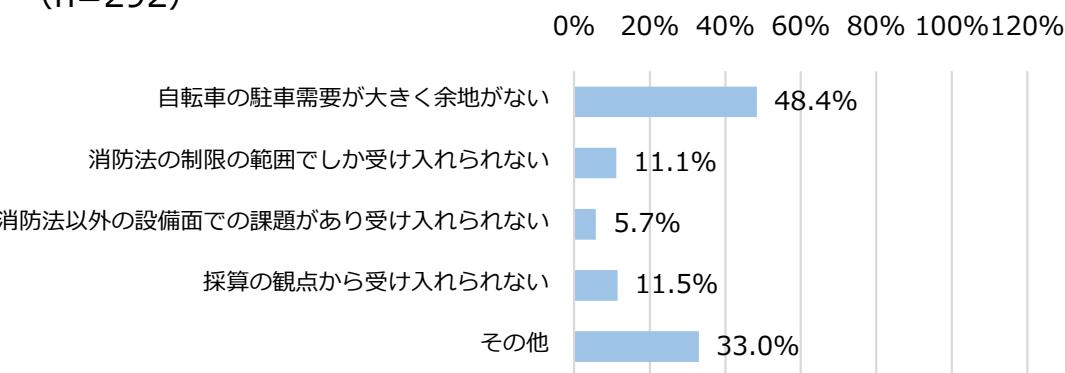


A: 政令市・特別区・県庁所在都市 (n=74)
 B: その他都市 (n=525)

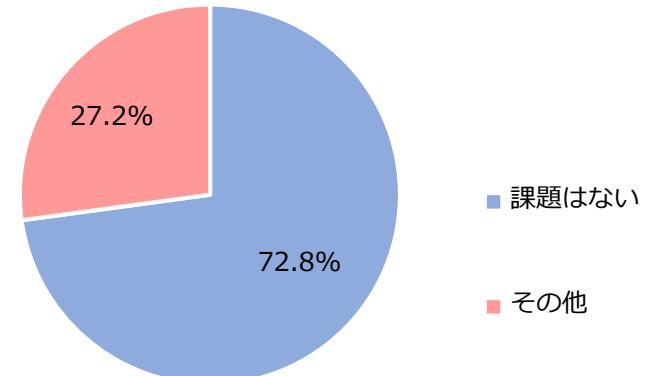
自転車等駐車場での受入の課題について

- 課題があるとする都市では、自転車の需要が大きいことや、採算、設備等の課題があるとしている。
- 他方、自転車等駐車場での受入の課題について、「その他」の回答のうち7割の都市では、特段の課題はないとしている。

(n=292)



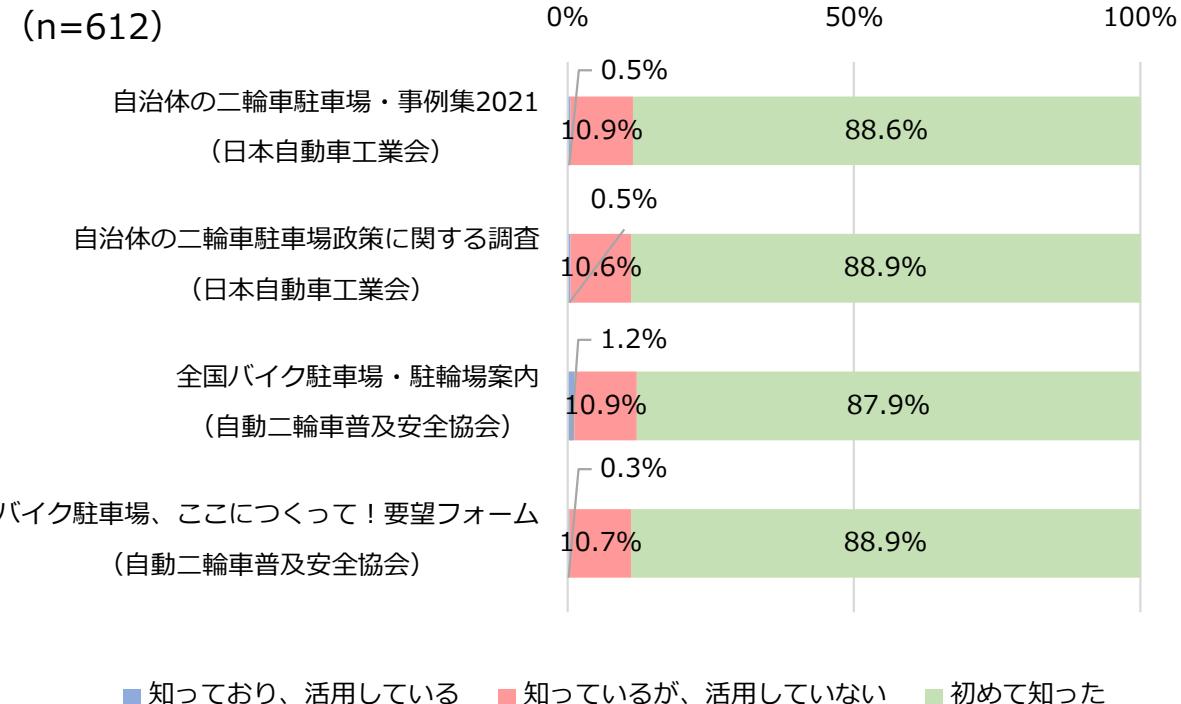
(n=96)



- 自動二輪車関係団体の取組について、一定の認知はされているが、自治体HPでの紹介や自治体駐車場の掲載などの活用まで至っているとの回答は限定的となっている。
- また、関係団体との交流について、意見交換や二輪車を活用した観光推進など、一定の取組が行われている。

関係団体の取組の認知度等

- ・ 二輪車関係団体の取組について、認知度は1割程度となっている。
- ・ 全国バイク駐車場・駐輪場案内については、7団体（全て政令市・特別区・県庁所在都市）において活用しているとの回答があり、**自治体HPでの掲載や、自治体管理の駐車場の掲載**などが行われている。



具体的な活用事例

- ・ 区のWEBに全国バイク駐車場・駐輪場案内（自動二輪車普及安全協会）を掲載などを検討します。
- ・ 自動二輪置場がどこにあるかの問合せに「全国バイク駐車場・駐輪場案内（自動二輪車普及安全協会）」を案内
- ・ 全国バイク駐車場・駐輪場案内（自動二輪車普及安全協会）に**本市の駐輪場を掲載**
- ・ 自治体HPで紹介、**自治体駐車場を掲載**
- ・ 市自転車等駐車場の既設駐車場を再整備する際に参考とした。

関係団体との交流

- ・ 調査都市のうち、6団体が交流があると回答があった。
- ・ その他、団体ではないが、業界紙の取材時に意見交換したという回答も見られた。

交流の概要

- ・ **バイクツーリズム推進事業**についてサポートをいただいている。
- ・ 先方の**調査に協力**
- ・ **交通安全対策**の一環として、県自転車軽自動車商協同組合と連携している
- ・ 一般社団法人日本二輪車普及安全協会と**意見交換**
- ・ 日本自動車工業会から通知やヒアリングがある。
- ・ (一社)日本二輪車普及安全協会が当課を訪れた際に**意見交換**している。

2. 今後の進め方等について

関係省庁による自動二輪車等駐車スペース確保の取組

- 自動二輪車等駐車スペースの確保に向けて、関係省庁において、各種制度等に基づく取組を推進。
- 関係団体（自動二輪車関係、駐車場設置運営事業者、地方公共団体）へのヒアリング結果を踏まえて、関係省庁連携により更なる取組を進めることが必要。

国土交通省における取組

○ 路外における自動二輪車等駐車場の整備の推進

- ・ 駐車場法に基づき、総合的かつ計画的な駐車場整備の推進（駐車場整備地区の決定、駐車場整備計画の策定）
- ・ **附置義務条例**の制定推進（附置義務条例制定：11団体）
- ・ 自転車等駐車場・自動車駐車場の整備・改良に対して**社会资本整備総合交付金**等により支援

自動二輪車駐車場整備状況（令和6年3月末）

自動二輪車駐車場※	3,274箇所	68,657台
自転車等駐車場での受入を含む	5,668箇所	310,119台

※ 届出駐車場や附置義務駐車場、都市計画駐車場の合計値であり、小規模の駐車場（届出不要）は含まない場合がある

○ 路上における自動二輪車等駐車場の設置

- ・ 道路法に基づく占用制度、設置指針等の策定・周知（平成18年に「路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針」を策定）

今後の施策の方向性（案）

○ 国レベルでの連携の強化

- ・ 関係団体へのヒアリング等を踏まえ、各業界団体と地方公共団体の間でのミスマッチ等、特定のテーマについて各業界団体等との意見交換を実施しつつ、関係省庁とも課題を共有した上で、関係省庁で連携して対応しうる解決方策について引き続き検討を行う。
- ・ 関係省庁連絡会議を随時開催することにより、施策や情報交換の実施、当該情報に基づく施策の更なる推進を実施。

○ 現場との連携強化

- ・ 大都市地域を中心に自動二輪車等駐車場が不足している自治体と個別に協議を行い、附置義務条例の制定推進等の働きかけを実施。 13

警察庁における取組

○ 駐車場の整備に向けた働き掛けの推進

- ・ 地方公共団体、道路管理者、民間事業者等に対する整備の働き掛け
- ・ 市区町村に対して、附置義務条例の整備の働き掛け

○ 自動二輪車等に配意した駐車規制の見直しの推進 駐車規制からの除外等の状況（令和6年3月末）

駐車規制からの除外	30,183区間	20,377,062m
駐車可	169区間	5,560m

○ 関係機関等との連携・協力

- ・ 地方公共団体、道路管理者、民間事業者等との認識の共有を推進

経済産業省における取組

○ 二輪車産業振興、利用環境向上

- ・ 二輪車関係団体と連携した取組